

水道管や給湯器の凍結にご注意を！ 毎年、給湯器の凍結や破裂が多数発生しています。

お問い合わせ先 安全サービス課
☎077-528-2607

気温が氷点下1～2℃以下になると、水道管や給湯器等が凍結したり破裂する恐れがありますので、ご注意ください。

①水道管の凍結を防止するには

凍結するのは、主に屋外に露出している水道管や蛇口です。そこに布やフェルト（保温材料）を巻き付けてから、濡れないようにビニールテープでしっかりと巻きます。

②給湯器の凍結を防止するには

給湯器の凍結を防止するため、「電源プラグ」は抜かないでください。

また、寝る前に給湯器の運転スイッチを「切」にし、お湯の蛇口を開けて、少量の水（糸を引く程度）を出しておいてください。

【注】必ず給湯器の説明書の確認と、ブレーカー等で電気を止めた場合は、給湯器の水抜きをしてください。

③凍って水がでないとき

蛇口を開放状態にして、凍った部分にタオルをかぶせ、その上からぬるま湯をゆっくりかけてください。急に熱湯をかけると、水道管や蛇口が破裂する恐れがあります。

④管が破裂したら

宅内バルブ（水道メーターから30cm家寄りの丸いボックスの中にあります）かメーターボックス内の止水栓で水を止めてください。破裂した部分にタオルかテープを巻き付け、大津市指定給水装置工事事業者へご連絡ください。

こちらもCHECK！

「大津市役所youtubeチャンネル」で「大津市企業局劇場～冬に向けて！ガス＆水道チェックの巻」を公開中！
冬が来る前に注意してほしいガスと水道のチェックポイントがわかります。右のQRコードからアクセス！



室内でガス機器を使用される時は、 「換気」をお願いします。

お問い合わせ先 ガス施設課
☎077-528-2610

寒い時期には欠かせない暖房機や湯沸器。機器が劣化していたり、換気が不十分な状態でガスが燃焼すると不完全燃焼となり、場合によっては一酸化炭素中毒になる危険性があります。

ガストーブ、ガスファンヒーターを ご使用のお客様へ

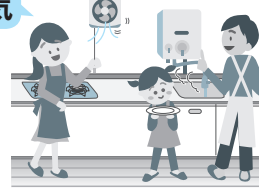


ガストーブやガスファンヒーターを使用する場合は、**30分に1回程度換気をしてください（1分～2分）**。スプレー缶や燃えやすいものは近くに置かないでください。

ファンヒーターのフィルターは、冬期の使用前や使用期間中に定期的に清掃を行ってください。

小型湯沸器をご使用のお客様へ

換気



小型湯沸器をご使用の際は、**必ず換気扇を回すか、窓を開けて換気してください。**

熱交換器（湯沸器上部）の汚れや詰まり、使用中に度々消えるなどの症状がある場合は、販売店または機器メーカーに連絡し点検修理（有償）を受けてください。

きみの家でもはじめてね。安心＆快適な暮らしのために。

コナンオリジナルグッズが当たる！
まずは「ガスと暮らしの安心」運動のサイトへアクセスしよう！
出題できるクイズに挑戦できるかな？
ガスと暮らし 検索
http://www.gas.or.jp/gasokorashi/

ガス機器の使用中は、必ず換気！（給気と排気）
安心を守る、警報器の設置・交換を！
敷地内の古い埋設ガス管は、早めに交換！
古くなったガス機器は、安全型に交換！

コナンと、はじめて！考える！
「ガスと暮らしの安心」運動
平成28年 9月1日～11月30日
主催：一般社団法人日本ガス協会、一般社団法人日本ガス設備協会、一般社団法人日本ガス安全協会、一般社団法人日本ガス安全協会、一般社団法人日本ガス安全協会

「ガスと暮らしの安心」運動実施中!!

平成28年9月1日から平成28年11月30日まで「ガスと暮らしの安心」運動を行っています。

お客さまが、安全に、安心してガスをお使いいただけるよう、ガスのことをより知ってもらうための運動です。

日本ガス協会のキャンペーンサイトでは、「名探偵コナン」のグッズが当たるクイズも実施しています。クイズに挑戦して、ガスの知識とグッズをゲットしよう！

施設を長期間不在にする場合は止水栓や 宅内バルブを閉めてください

お問い合わせ先 料金収納課
☎077-528-2014

現在お使いの施設を長期間不在にされる場合やたまにしか使用しない場合は、漏水防止のため水道メーター付近の止水栓や宅内バルブを閉められることをお勧めします。

止水栓や宅内バルブを閉めないで・・・。

水道管の老朽化に伴う漏水や凍結破損による漏水の場合、水道水は流れたままになります。

空き家では、2か月に1回行う水道検針によって、大量の漏水が発見されるケースが多くあります。

宅内配管はお客様の財産です。思わぬ事態にならないようお客様自身でしっかりとこまめに施設の管理をお願いします。

請求書を見てびっくり!!
通常

使用量(㎡/月)	水道料金	下水道使用料	合計
基本水量内	907円	973円	1,880円

大量漏水が発生すると

使用量(㎡/月)	水道料金	下水道使用料	合計
300㎡	約7万円	約10万円	約17万円
500㎡	約12万円	約18万円	約30万円
700㎡	約17万円	約27万円	約44万円

水道・ガス料金および下水道使用料の 請求サイクルが変わります

お問い合わせ先 企業局お客様センター
☎077-528-2603

企業局の料金システムの改修に伴い、水道・ガス料金および下水道使用料の請求サイクルが変わります。今までは毎月8回に分けて地域ごとに納付書の発行や口座振替を行っていましたが、平成29年1月分の請求から、毎月2回に分けて地域ごとに請求を行います。

それに伴い、納付書の到着時期や口座振替日が従来より遅くなる場合があります。また、納付書のデザインも新しくなりますのでご注意ください。

詳細は企業局ホームページ「水道・ガス料金及び下水道使用料の請求サイクルの変更について」をご覧ください。(右記QRコードよりアクセスするか、検索エンジンで「大津市企業局 請求サイクル」と検索してください。)



漏水調査にご協力ください

お問い合わせ先 水道計画管理課
☎077-528-2606

水道管の漏水事故などを未然に防ぐため、毎年、6月下旬～翌年2月下旬の間、漏水調査を実施しています。この調査では、道路上や水道メーター付近を調査しますので、大津市企業局発行の身分証明書を携帯した委託業者（フジ地中情報㈱）の職員が、宅地内に入らせていただいております。

なお、この調査でお客様に費用請求をすることや、物品等を販売することは一切ありません。

皆さまのご理解とご協力をお願いします。



ガスの安全点検 11～3月

お問い合わせ先 ガス施設課
☎077-528-2610

ガスを安全に安心してお使いいただくため、定期的（約3年に1度）にお客さま宅のガス設備の調査・点検、ガス漏れ検査、安全使用周知（15分程度）を実施しています。

点検には、企業局が業務を委託している㈱大津ガスサービスセンターの社員がお伺いしますので、ご協力をお願いします。

11月～3月の予定は次の地域です。（地域によっては、一部変更になる場合があります。）

メーター検針時の『ご使用量のお知らせ』に安全点検の予定を記載しています。

点検月	地 域
平成28年 11月	唐橋町、北大路二丁目、田辺町、光が丘町、螢谷、北大路三丁目
12月	国分一丁目～二丁目、石山寺辺町、石山寺一丁目～三丁目
1月	大平一丁目～二丁目、石山寺四丁目～五丁目、平津二丁目、千町二丁目～三丁目
2月	赤尾町、石山千町、平津一丁目、千町一丁目、千町四丁目、南郷一丁目～三丁目
平成29年 3月	南郷上山町、南郷四丁目～六丁目、大石曾束一丁目～二丁目、大石小田原一丁目～二丁目、大石龍門一丁目～三丁目、大石龍門五丁目、大石淀一丁目、大石淀三丁目、大石中一丁目～五丁目、大石中七丁目、大石東一丁目、大石東三丁目～七丁目、羽栗一丁目、枝三丁目～四丁目、里一丁目～三丁目、里五丁目～六丁目、石居一丁目、石居三丁目、稲津一丁目～三丁目、黒津一丁目～四丁目、太子二丁目、関津一丁目、関津三丁目～五丁目、松が丘一丁目～七丁目